

参考資料 1
添加物部会
令和 6 年 6 月 5 日

資料 2 - 2
添加物部会
令和 5 年 7 月 19 日

薬生食基発 0620 第 1 号
令和 5 年 6 月 20 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長
(公 印 省 略)

消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について
(周知依頼)

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 101 号）附則第 2 条の 3 の規定（以下「消除規定」という。）により、厚生労働大臣は、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列（以下「販売等」という。）の状況からみて、現に販売の用に供されていないと認める既存添加物について、消除予定添加物名簿を作成の上公示し、必要な手続を経て、既存添加物名簿（平成 8 年厚生省告示第 120 号）からその名称を消除することができることとされており、これに基づき、これまでに 132 品目が消除されています。

厚生労働省において、現に既存添加物名簿に記載されている 357 品目の販売等の実態につき厚生労働科学研究等により予備的な調査を行ったところ、別添 1 に掲げる 78 品目の既存添加物について、現に販売の用に供されていない可能性があることから、今般これらの品目の販売等の実態について調査を行うこととしました。

つきましては、貴管内の既存添加物又はこれを含む製剤若しくは食品（以下「既存添加物等」という。）を販売等する営業者に対し、別記の実施要領の写しを送付すること等により、調査対象の既存添加物について、販売等がなされているのであれば、別添 2 - 1 及び 2 - 2 により申出がなされるよう、周知方よろしくお願いします。なお、別添 2 - 1 及び 2 - 2 により申出がなかった既存添加物等は、現に販売等されていることを証明するに足りないものとして、消除予定添加物名簿に名称を記載する既存添加物となりますので御留意ください。

本件に関しては、厚生労働省のホームページ*及び検疫所での掲示等による周知を図っているほか、公益財団法人日本食品衛生協会、一般財団法人食品産業セ

ンター、公益財団法人日本輸入食品安全推進協会、公益財団法人日本健康・栄養食品協会、一般社団法人日本食品添加物協会に対して、所属会員等の関係者への周知を依頼しているところですが、これらの団体に所属していない事業者が既存添加物等を販売等している事例も多くあることから、このような事業者に対しても周知がなされるよう十分な配慮をお願いします。

また、今回の調査は、別添1に掲げる既存添加物について、添加物としての販売等の実績を調査するものです。器具又は容器包装の原材料として使用されているものについては申出の対象としないこと、及び調査対象の品目を販売等していない旨の報告は不要であることに御留意ください。加えて、別添1に掲げる既存添加物であっても、当該物質が食品の添加物として使用されるものでない場合は、原則、申出の対象とはなりません。当該物質が食品の栄養強化等を目的としたビタミン類及びミネラル類の場合は添加物としての使用でなくとも申出の対象となります。

なお、消除規定に基づき既存添加物名簿から名称が消除された添加物は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第12条の規定に基づき添加物としての指定が改めてなされない限り、添加物としての販売等が禁止されることを申し添えます。

※ 厚生労働省医薬・生活衛生局ホームページ（分野別施策〔食品添加物〕）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokuten/index.html>